

平成26年6月定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成26年6月12日)

危 機 管 理 局

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
23年－19 (23.11.25)	危機管理局	島根原発1号機・2号機の 定期点検後の再稼働見合わせと3号機の建設凍結を求 める意見書の提出について 反核・平和の火リレー鳥取 県実行委員会	○国への直接の要望（原子力規制庁、経済産業省） 国の責務として、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ安全対策の確保に 万全を期するとともに、周辺地域において十分な説明を行い国民的理解が 得られるよう、国に対して繰り返し強く要望している。 【国に対する主な要望内容】 ・島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、 その内容を確認し、具体的かつ分かりやすく説明すること。 ・福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射性汚染水とし て海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物 質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。 ・また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能 汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原 子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく 原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。 ・福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも 通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、 厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を 得ること。 ・地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な 審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評 価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、宍道 断層を始め発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委 員会として改めて確認を行うこと。 ・フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影 響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつ 分かりやすく説明すること。 ・島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査結果につい て、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を 行うこと。 ・福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子 炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が 確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。 ・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、 立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょ く状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映さ れる法的な仕組みを検討し、整備すること。 【時期】平成26年1/14, 4/14 平成25年1/8, 4/9, 7/2, 7/31, 10/24, 11/15, 12/18・19, 平成24年4/11, 7/13, 7/31, 10/10, 10/24

平成23年3/15, 4/20/, 7/26, 10/13, 10/20, 12/20

○立地県を通じた意見の提出

島根県と島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、鳥取県側の意見を聞き、理解し、誠実に対応していただくことの覚書を締結（11月7日）し、覚書に基づき島根県にも回答（12月17日）した。島根県知事が、原子力規制委員会に新規制基準に係る安全対策を要望（12月24日）した際、鳥取県からの意見も付された。

※中国電力は、鳥取・島根両県の対応を受け、平成25年12月25日原子力規制委員会に適合申請を提出した。

本県は島根県と連携して、審査会合の傍聴や中国電力への聞き取りを行っているところ。

○更に、本県同様の環境（原発周辺自治体）にある京都府と滋賀県を構成員とする関西広域連合及び全国知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会からも国に対し同様の要望をしている。